

規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、T B T協定第2条9. 1に基づくものです。〕

労働安全衛生法の改正に伴う SDS 交付の強化等について

下記のとおり、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の一部を改正する予定です。本件に関し御意見のある場合には、理由を付して下記連絡先まで文書で御提出ください（電話による意見の提出は御遠慮下さい）。

なお、御意見に対して個別に回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

記

1. 件名

労働安全衛生法の改正に伴う SDS 交付の強化等について

2. 対象品目

労働安全衛生法第 57 条の 2 第 1 項に基づき、労働者に危険又は健康障害を生ずるおそれのある化学物質を譲渡し、又は提供する者（以下「譲渡・提供者」という。）に交付等が義務づけられている危険有害性情報等が記載された文書（以下「SDS」という。）

3. 趣旨

- ① 譲渡・提供者に義務づけられている SDS の交付等による危険有害性情報等の通知について、新たに罰則を定める。
- ② ①の通知事項に変更を行う必要が生じたときの変更された通知事項の通知について、現行努力義務としているところ、新たに義務規定とする。
- ③ 労働安全衛生法第 57 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「成分」の危険有害性情報等の通知について、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、成分名の名称の一部を省略又は置換をした代替名称等での通知を可能とする。また、代替名称等の設定者に当該通知対象物の成分名及び通知した代替名等その他の情報の記録・保存義務、医師への求めに応じた情報提供義務、労働基準監督機関の求めに応じた報告義務を規定する。

4. 施行予定日

- ①・②は制定日から 5 年以内で政令で定める日、③は令和 8 年 4 月 1 日

5. 意見提出先

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話番号：03-5253-1111（内線 5608、5618）
e-mail：risk-shourei@mhlw.go.jp

6. 意見提出期限

意見募集開始から 6 0 日間

●労働安全衛生法（英文）

<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/en/laws/view/3440>